

田村市産業人材育成塾企画・運營業務 委託仕様書

1. 委託業務名

田村市産業人材育成塾企画・運營業務委託

2. 目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故、さらには新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、極めて厳しい環境での経営を強いられている。地域経済の回復には、自社の事業拡大・再構築による企業成長、魅力ある店舗やサービスの創出等による誘客が必要である。

本業務では、産業復興を成し遂げ更なる発展を遂げるために、次世代の産業人材を育成し、産業振興をリードする人材を輩出し、新規創業・新規事業展開の推進により地域活性化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 委託業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務実施にあたり必要となる費用（専門家等招聘費用、会議費、テキスト代、その他物品購入・レンタル料等）は、すべて委託費に含めること。

(1) 人材育成プログラムの企画立案・実施準備

① 実施体制の構築

自治体や商工団体等（以下「地元関係機関」という）のニーズを踏まえ、業務目的に沿った人材育成プログラムの実施体制を構築する。

② 全体プログラムの企画・調整

地元関係機関や講師派遣企業等の意見を集約し、効果的かつ効率的な全体プログラムを企画・調整する。その際、必要に応じて企画会議等を企画・開催する。また、開講式、プログラム中間段階での成果発表会、卒塾式等の企画及び運営支援を行う。

③ 塾生の選考支援

地元関係機関と連携を図りながら、塾生の発掘から選考に至るまでの一連のプロセスを支援する。なお、塾生対象者は、田村市において事業に携わる者（起業予定者を含む）、定員は3名を目安とするが、詳細は受託者と協議のうえ調整する。

(2) 勉強会等の企画及び運営支援

① 勉強会の企画・運営

塾生が、事業計画等に必要な基礎的な知識を習得するための勉強会を、企画及び運営支援する。また、塾生の理解度に応じて、フォローアップ等の補完的支援を適宜実施する。

なお、勉強会の実施方法の詳細にあたっては、国内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、受託者と協議のうえ、柔軟に調整する。

② 経営リーダーシップ養成セッションの企画及び運営支援

塾生が、自ら困難に立ち向かい、新たな未来を切り拓くリーダーマインドを養成するための「経営リーダーシップ養成セッション」を企画及び運営支援する。なお、本セッションについては、プログラムの土台となる内容につき、早いタイミングで開催することが望ましい。

なお、勉強会の実施方法の詳細にあたっては、国内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、受託者と協議のうえ柔軟に調整する。

(3) メンタリング企画及び伴走者チーム支援

① メンタリングの企画及び支援

塾生自らが考え抜くプロセスとして、リーダーマインドの確立及び事業構想のブラッシュアップに向けたメンタリングを企画する。また、塾生ごとの進捗・課題等を的確に把握し、必要に応じてメンター・伴走者等と認識共有の機会を設ける。

② 伴走者チームの運営支援

塾生の相談相手及びメンターとの橋渡しを担う伴走者チームを、自治体と連携して編成し、運営を支援する。

(4) 成果とりまとめ

全プログラムの終了後に、本業務の成果にわたる人材育成の成果、事業構想の実現に向けた卒塾後の望ましい支援のあり方、卒塾生ならびに支援者コミュニティの継続的活動の推進に向けた取組等について取りまとめ、報告書を提出する。

5. 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ① 委託業務内容を取りまとめた報告書（A4判） 2部
- ② 報告書の電子データ（CD-R） 1枚

(2) 成果品の納入場所

田村市産業部商工課

ただし、委託者内の機構改革等により変更が生じた場合は、別途指定する。

(3) 成果品の帰属

本業務による成果物に関するすべての権利は、田村市に帰属する。なお、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な処理を行うこと。

6. その他

(1) 秘密性の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、塾生の事業構想等に係る秘密が保持されるよう、適切な措置を講じるものとする。

(2) 打合せ等

受託者は、本業務の実施にあたって田村市と綿密な連絡をとり、その連絡事項を都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。また、受託者は、田村市から資料の提供又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(3) 疑義の解釈等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。